

東京都下水道協会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、東京都下水道協会（以下「協会」という。）に定める目的を達成するため、必要な事項を定める。

(部会及び専門委員会の設置)

第2条 会長は、協会に部会を設け、必要に応じて専門委員会を設置することができる。

第3条 部会の編成は、幹事会において定める。

(業務)

第4条 部会は、次の業務を行う。

- (1) 役員の推薦に関すること。
- (2) 下水道事業についての調査研究及び研修に関すること。
- (3) 幹事会に付議すべきこと。
- (4) 幹事会より委任されたこと。
- (5) その他必要なこと。

(会議)

第5条 部会の開催は、各部会の幹事が招集し、必要により会長が出席することができる。

(報告)

第6条 部会の決定事項又は幹事会に付議すべき事項は、ただちに会長に報告するものとする。

(補助)

第7条 会長は、部会で行う調査研究及び研修に要する費用の一部について、協会会計から補助することができる。

第8条 前条の補助を受けようとする場合は、その業務の内容について、会長に報告するものとする。

(専門委員会)

第9条 専門委員会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月30日から施行する。